

資料6-2 特定利用者情報に係るガイド ラインの解説案に関する意見・要望

令和5年2月24日

認定個人情報保護団体／法務大臣認定ADR(裁判外紛争解決)機関
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

理事 奥原 早苗



■アジェンダ

1. はじめに

2. ガイドラインの解説案※への意見・要望

※ 特定利用者情報に係る電気通信事業における個人情報保護に関する
ガイドラインの解説案

ご参考) NACSとは

1.はじめに

<基本的な考え方>

令和2年改正個人情報保護法では、事業者の責務と個人の権利・利益の拡大が盛り込まれ、今般の電気通信事業法の改正では、利用者の利益の保護として、安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保において、「事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する。」等、個人（利用者）の利益の保護が配慮された意義は大きい。今後もこうした改正を継続していただきたい。

他方、個人情報保護法の改正における個人の権利利益の保護は、実際にその権利を行使することが困難な内容も含まれる。情報を提供する主体が、正しく制度を理解し、「安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークが確保」されていると認識できる状況に近づけるよう、改正された内容が事業者にとって実行性が確保できる（ひいては利用者の利益の保護につながる）よう、分かりやすく整理していただくことを期待する。

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

0) ガイドラインの構成

法の義務を負う事業者の義務、情報を提供するサービス等の利用者が留意すべきことは何か、夫々が効率的に必要な情報を確認できるよう現行のガイドラインを整備できないか。

例) 個人情報保護法: ガイドライン

電気通信事業法: ①ガイドライン、②ガイドラインの解説、③電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

要望

①と②は「ガイドライン」へ一本化した方が良いのではないかと。現状のガイドラインは、ほぼ法の条文を記載しているものであるため、事例を含めた現行の「ガイドラインの解説」を個人情報保護法のガイドラインに準じて、統合することを検討していただきたい。また、消費者保護ルールに関するガイドラインが別に設置されているため、事業者は①、利用者は③を参照すれば要点が把握できる等、ガイドライン全体の構成についても検討していただきたい。

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

●-2-2) 情報取扱方針の記載内容 (1/3)

いつまでにどのような方法で公表するのかが明確に示され、「公表されるホームページにおいて、利用者が理解しやすく分かりやすい記載方法とする必要がある。」と明示していただけた事で、事業者の実効性が期待される。

他方、p17なお書きにある、「…(略) 既存のものに必要事項を追記して対応することで足りる。」は、事業者により記載内容にバラツキが出る可能性がある。

意見

既存のプライバシーポリシーの中に、どのように追記するかも一言触れる必要があるのではないかと。

※特定利用者情報の取扱い上の方針と、個人情報の取扱い方針が混同された記載であった場合、利用者は公表された情報から“特定利用者情報の適正な取扱い”が行われていることを読み取れない。 例：(3)「安全管理の方法に関する事項」

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

●-2-2) 情報取扱方針の記載内容 (3)口② (2/3)

外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する際、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 当該第三者の名称(※7)

→ 保存国が分からない状態で、特定利用者情報を預けることが適正な取扱いと言えるのか、疑問の余地が残る。※10のような事態に適切な対応ができないのではないか。

意見

当該電気通信設備が設置された外国の名称が分からない状態で、情報を預けるべきではないとする議論がある。仮に、当該第三者の名称が公表されても、どこに保存されているのかが特定できなければ、ハヤニに規定する当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼす恐れのある当該外国の制度を知ることができず、利用者はリスクを想定したサービスの選択ができなくなる可能性がある。外国の名称が分からない事業者との取引について、「望ましい」レベルでも注意喚起を追記していただく事を検討してはどうか。

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

●-2-2) 情報取扱方針の記載内容 (3/3)

【利用者が理解しやすい分かりやすい記載方法の例】

前ページ(2/3)で記載した「当該第三者の名称」について、(※7)で当該事業者の選択理由を言及することを明示していただいたが、そもそも保存国の名称が分からない状況であることを踏まえ、追加で情報を提供していただくことを検討していただきたい。

要望

当該電気通信設備が設置された外国の名称が分からない状態で情報を預けている事のリスクを軽減する意味で、赤字のような文言の追記を要望します。

例) 第三者の名称を公表する場合、自社のセキュリティポリシー等に照らし、当該事業者を選択した理由、**選定基準、漏洩等有事の場合の対応等**についても言及することが望ましい。

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

●-2-4) 情報取扱方針の変更

情報取扱方針を変更したとき、第C条第1項による評価の結果に基づき情報取扱方針の変更を行った場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

→ ●-2 情報取扱方針でも、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表すること、利用者が容易に確認できるようにすることを規定しているが、変更情報も、公表だけでなく“容易に確認できるようにする”ことが重要である。

要望

インターネット上に公表していることで、要件に足りると考える事業者も少なくない(どこにどのように記載するかまでを規定していない等が理由)。情報取扱方針の変更は内容により利用者にも与える影響も大きいと考えられるため、当該ページのアップデートだけでなく、トップページ又は1クリックで遷移できるページで公表すること、また、トップページの「お知らせ」等でも表示し、変更したことが容易に確認できるようにすることを事例又は(※)として記載していただきたい。

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

●-3) 特定利用者情報の取扱状況の評価等(第C条関係)

●-3-2 評価の実施における(1)直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況、(2)直近の事業年度における特定利用者情報の漏洩について、具体的に、どこまで何をすれば良いかが少々分かりづらい。

意見

事業者の過度な負担になることは本意ではないため、意見にとどめるが、(1)「遵守状況」をどのように評価するのか、(2)特定利用者情報の漏洩における原因に基づく再発防止策の適正性をどのように評価したのか等、第三者評価の導入も含め、事例として記載することで、実効性を高めることにつながるのではないか。

2. ガイドラインの解説案への意見・要望

●-5-3) 「漏えい」の考え方

スライド No.5 ●-2-2) 情報取扱方針の記載内容 (3)ロ② (2/3)の記載に関連するが、「漏えいが生じたとき」に限定せず、漏洩が生じる或いは生じたおそれがある場合も、対象になり得るとする必要はないか。

意見

上記●-2-2 (3)ロ②のように外国の名称が不明な場合に、おそれがあると判断した場合の報告を妨げない等を、(※)に追記してはどうか。

ガバメントアクセスが行われる外国の制度の下で、特定利用者情報が保存されている可能性が排除できない場合、おそれがあるとして報告された情報の蓄積により、有事の際に事業者への情報提供及び利用者の保護法益につながることも考えられる。なお、こうした情報は省庁間で情報の共有が図れる仕組みがあると良い。

ご参考)

NACSとは

電気通信事業ガバナンス検討会(第15回)

「公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 資料)の一部を再掲

<沿革>

- 1988年 通商産業省（経済産業省）の認可を得て社団法人「日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会」を設立
- 2011年 公益法人に認定
- 2014年 渋谷に移転し名称を「日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会」に変更
- 2018年 設立30周年 **元消費者委員会委員長 河上正二氏**が新会長に就任

●日本最大級の専門家集団

全国7支部で構成され、総勢約2,400人の会員が様々な主体と活動を展開する、消費生活に関わる日本最大級の専門家集団です。

- 消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員等の有資格者で構成
- 北海道支部(1)・東北支部(1)・東日本支部(16)・中部支部(3)・西日本支部+四国部会(12)・中国支部(6)・九州支部(4) ※ ()は全国43の自主研究会で約800名が稼働
- 研究分野は、衣・食・住、エネルギー・環境、医療、ICT、金融、教育、情報等幅広い。

●長年の実績

「消費者利益と企業活動の調和を図り、社会に貢献する」ことを目的に設立され、30年を超える長年の活動実績があります。

● 主な活動



➤ 消費者相談【消費者からの声を集めて提言へ】

- ウィークエンドテレホン
- なんでも110番
- 消費者ADR



➤ 消費者教育・啓発

- 学校教育（小中高校、大学・専修学校）講師派遣
- 自治体や企業等への講師派遣（出前講座、特定テーマの講座）
- 各種セミナー・見学会
- 消費生活アドバイザー試験対策講座



➤ 消費者や他の消費者団体、企業、行政との連携

- 消費者問題懇話会・意見交換会等
- 自治体等の主催する消費生活展等への参加
- 他の消費者支援団体との協働
- 消費者委員・モニター等の行政や企業等への派遣

ご清聴ありがとうございました



※ 本資料の記載内容は、本日のWG時点の意見であり、
今後変動する可能性がある事をご容赦願います。
(文責：奥原早苗)